

## 令和6年度 処遇改善加算等の取得状況について

当法人では、下記の加算を算定するために必要な要件を満たす「令和6年度 福祉・介護職員処遇改善加算等 処遇改善計画書」を提出しております。

適用加算：福祉・介護職員処遇改善加算（新加算）Ⅰ

※新加算Ⅰの加算率

児童発達支援：13.1%、放課後等デイサービス：13.4%、就労継続支援B型：9.3%

### <福祉・介護職員処遇改善加算>

福祉・介護職員の人材確保を更に推し進め、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行います。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ準備予定です。（令和6年度末迄経過措置期間）

当法人では、具体的に下記の各要件に取り組む予定です。

#### 1. キャリアパス要件

##### 1) キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備します。

##### 2) キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

福祉・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保します。

a：研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価

b：資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

##### 3) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）※年度内の対応予定

福祉・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備します。

a：経験に応じて昇給する仕組み

b：資格等に応じて昇給する仕組み

c：一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

##### 4) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上。※事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり既定の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間要するため、取り組み中。

## 5) キャリアパス要件V (介護福祉士等の配置)

福祉・専門職員配置等加算等の届出を行っています。

## 2. 月額賃金改善要件

### 1) 月額賃金改善要件 I ※令和7年度から適用

新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の改善に充てる予定。

※新加算IVの加算率

児童発達支援：9.6%、放課後等デイサービス：9.8%、就労継続支援B型：6.2%

## 3. 職場環境等要件

6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は必須)取組予定。  
情報公表システム、ホームページ等で実施した取組の内容について具体的に公表します。

※令和6年度中は、6つの区分から3つを選択し、それぞれで1以上取組。内容の公表不要。

<区分>

- ・入職促進に向けた取組
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・両立支援・多様な働き方の推進
- ・腰痛を含む心身の健康管理
- ・生産性向上のための業務改善の取組
- ・やりがい・働きがいの醸成

## 4. 見える化要件について

当法人では、各事業所のホームページにおいて、取り組み状況を掲載するとともに、「障害福祉サービス等情報公表システム」にて職場環境等要件について掲載予定です。

※要件等掲載内容：厚生労働省 令和6年度処遇改善加算制度の一本化資料参照しています。